

『住民と自治』(通巻711号)6月号付録 2022年7月1日発行 自治体研究社

とちぎの地域と自治

とちぎ地域・自治研究所 所報 第234号

〒3210218 壬生町落合 1-15-5 ホラーノどんぶり 103号 TEL/FAX 0282(83)5060

メール: support@tochigi-jichiken.jp ホームページ: https://tochigi-jichiken.jp

郵便振替 00170-7-251641 とちぎ地域・自治研究所

- 第21回定期総会開会あいさつ 太田 正 ----- 4
- 第21回定期総会閉会あいさつ 大木 一 俊 ----- 7



とちぎ地域・自治研究所第21回定期総会を開催

5月29日(日)宇都宮市内において、とちぎ地域・自治研究所第21回定期総会を開催しました。2002年7月の設立から20年となる節目の総会となりました。昨年に続いて、会場とZoomによるハイブリットの開催としましたが、昨年より増えたZoomによる参加も含め、参加者は30名弱でした。



とちぎ地域・自治研究所第21回定期総会
記念講演

行政のデジタル化と個人情報保護

講師 庄村勇人名城大学教授

総会に先立つ記念講演は「行政のデジタル化と個人情報保護～個人情報保護条例改正を中心に」で、講師は名城大学の庄村勇人教授でした。講演はリモート(Zoom)で行いました。

○自治体行政のデジタル化は国主導で動い

てきた—世界最先端 IT 国家創造宣言 (2013年)「情報資源」の位置づけ、第5期科学技術基本計画(2016年) Society5.0、官民データ活用基本法 (2016年) 国と地方の施策の整合性の確保、自治体戦略 2040 構想研究会 (2017年) スマート自治体への転換、第32次地方制度調査会答申(2020年) 情報システムの標準化・共通化、デジタルガバメント実行計画(2020年) 自治体の行政手続のオンライン化の推進・情報システム等の共同利用の推進等と進展してきて、2021年5月、デジタル改革関連法が成立した。



デジタル臨調では、デジタル化を阻害する数千以上ある規制を類型化して一括的な見直しをし、地方公共団体の「自主的な見直しの後押し」のために情報提供、マニュアル資料の作成提供、先進的取り組み事例の調査をすとしているが、非常に違和感がある。

○個人情報保護制度の一元化、共通化（2000個条例の「リセット」）—2021年の個人情報保護法の改正は、官民や地域の枠を越えたデータ利活用の活発化が目的。そのため個人情報保護を一元的に監督する体制を確立するために個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本に統合した。自治体は全国的な共通ルールに従い個々に条例改正を行うことになった。統合後の有権解釈権は個人情報保護委員会に一元的に帰属とされた。

○具体的改正点—個人情報の定義：民間の概念に合わせ「容易照合性」を付与、条例要配慮個人情報：自治体独自の規律追加（収集禁止等）は「許容されない」としている、死者情報：許容されない・別の体系で、個人情報の収集：本人からの収集原則は規制せず等々問題が多々指摘されている。

○自治体は個人情報を守る最後の砦—憲法的価値を踏まえないデジタル化に対しては歯止めをかける。条例化に当たっては条例制定権があるから自ら法令の範囲内であるんだということをしっかり検証することが重要。デジタル化時代の自治体職員の事務

を、公正な住民参加や協働により明確化して、上からの改革ではなくて、自分達が必要だと住民にとって必要なんだからということでもしっかり押し返すことが重要。

（講演の詳細は、次号以降に掲載します。）

とちぎ地域・自治研究所 第21回定期総会

記念講演後の第21回定期総会では、初めに太田正理事長があいさつ。3年目に入った世界的なコロナ禍と、そのなかで起きたロシアによるウクライナ侵略を主な動因として世界が大きく変化し、日本も否応なくそうした時代的な変化にさらされ歴史的な転換点になると思われ、日本の構造的な問題の解決がいよいよ求められる事態を迎えており、どのような方向に転換すべきかをめぐって、個人も地域も厳しく問われる状況に入ったといえると指摘。20周年を迎えたとはいえそういう今の状況のなかでこの研究所が地域の再生に向けて是非とも役に立つ成果を皆さんに届けることができるような取り組みを進めていきたいとしました。（あいさつの詳細は4頁を参照ください。）

定期総会では、2021年度事業報告、2021年度収支決算報告、2022年度事業計画（案）、2022年度収支予算（案）がいずれも原案通り承認され、2022年度役員を選出しました。

2022年度事業計画では、設立20年目を迎えての成果として、平成の大合併時の講演会やフォーラム等の開催による市町村合併への問題提起、自律（立）計画策定等の学習会、地域自治組織を考えるフォーラムの開催などに加えて、財政の三位一体の改革

や地域主権改革、地方創生政策、全世代型社会保障改革など時々の政策課題をテーマにした19期の自治講座・議員研修会、12回の地域・自治フォーラムの開催等による学習・交流機会の提供、知事選時における5回の県政白書・自治白書の刊行による県政、自治体政策への提言、ホームページでの情報発信、月刊の所報の継続発行による会員への情報提供などを実施してきたこと、会員は当初目標の150名には達していないものの、自治体リストラによる職員削減、合併と定数削減による地方議員数減のなかで100名超の会員を維持してきたことを確認。

一方、テーマ別の研究グループによる継続的な調査・研究活動、マンネリ化したホームページのリニューアルとSNSでの情報発信、会員の高齢化・現職自治体職員・研究者の減少対策、財政基盤の安定による持続可能な事務局体制の確立などが課題となっている。

設立20周年記念事業として、(1)2つの調査研究事業、①「コロナ禍と地域医療・公衆衛生のあり方」(栃木民医連との共同事業)、②「県内自治体における公民連携(P P P)事業の進展とその評価」、②記念フォーラム、③記念誌編集、④ホームページのリニューアルを実施することとしました。

事業の基本方向として、(1)自主的な調査・研究活動、(2)学習・交流活動、(3)会員の要求に基づく企画と活動、(4)県内各地に「まちづくり」を柱として活動する。

重点テーマとして、2つの調査研究事業に加えて、自治体行政のデジタル化と個人情報保護、全世代型社会保障改革に対する自治体の対応、防災・減災のまちづくり、地方議会改革と地方政治の活性化、地方分権改革の検証と新たな中央集権化にも重点的に取り組む。

組織体制では、理事長、副理事長、事務局長による3役会議の定期的開催、安定した事業推進のため維持可能な事務局体制の確立・会員の拡大、ホームページのリニューアルと定期的な更新に取り組む。

○2022年度の主な役員(いずれも留任)

- ・理事長 太田正(作新学院大学名誉教授)
- ・副理事長 秋山満(宇都宮大学農学部教授)
- ・副理事長 大木一俊(弁護士)
- ・副理事長 佐々木剛(福祉施設役員)
- ・事務局長 山口誠英(とちぎ地域・自治研究所)

デジタル化でどうなる個人情報

デジタル改革と個人情報保護のゆくえ

「2000個の条例リセット論」を問う



庄村勇人(名城大学法学部教授)・中村重美(世田谷地区労働組合協議会議長) 著 定価990円(10%税込)

デジタル改革関連法の成立により、住民の個人情報は「利活用」する方向が示され、個人情報保護条例は国の法律に合わせて「改正」を強いられ、その監督権限も国に一元化される方向へと動きだした。本書では、地方自治の視点から、デジタル改革関連法における個人情報保護法制の内容を検証するとともに、住民の権利と団体自治を守るための自治体の課題や条例の論点を具体的に考える。

自治体研究社

〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4F
TEL 03-3235-5941 FAX 03-3235-5933

http://www.jichiken.jp/
E-mail info@jichiken.jp

太田理事長開会あいさつ

先程庄村先生からデジタル化について大変詳細なご講演をいただき、全体像とともにどこが問題なのかのポイントを学ぶことができました。私の方からは、このことも踏まえながら、総会の開催にあたってご挨拶を申し上げたいと思います。研究所は2002年に「住民が主人公となる民主的で住みよい地域自治を創造していく」ことを掲げて発足いたしました。今年で丁度20周年になります。この意味において、本日の総会はそうした記念すべき重要な総会ということになりますが、ただそれはアニバーサリーということで記念すべき重要な総会ということだけではありません。

それは、私たちを取り巻く国内外の状況を冷静に見ると、3年目に入った世界的なコロナ禍と、そのなかで起きたロシアによるウクライナ侵略を主な動因として世界が大きく変化し、日本も否応なくそうした時代的な変化にさらされる、歴史的な転換点になると思われるからです。しかも、このことによって日本の構造的な問題があらわになり、その解決がいよいよ求められる事態を迎えています。どのような方向に転換すべきかをめぐって、個人も地域も厳しく問われる状況に入ったといえます。

まずウクライナ情勢では予断を許さない状況が続いていますが、国連人権高等弁務官事務所は、5月8日時点でロシアの軍事侵攻開始以来、「3153人の民間人が死亡したことを確認したが、実際の死者数はこれよりかなり多い」との発表をしています。そこには167人の子どもの犠牲も含まれていま



す。一方、兵士の死者数ではロシア・ウクライナ双方で2万人とも3万人ともいわれています。こうした戦争は一刻も早く終わらせなければいけません。停戦の糸口から見出せないまま長期化する懸念も指摘されています。その背景として、帝政ロシアの復興をめざすプーチン大統領の野心とともに、一方でロシアの弱体化を狙う思惑があるとも言われていて、アメリカは武器と財政の支援はするものの、停戦の仲介を積極的に働きかけようとはしていません。

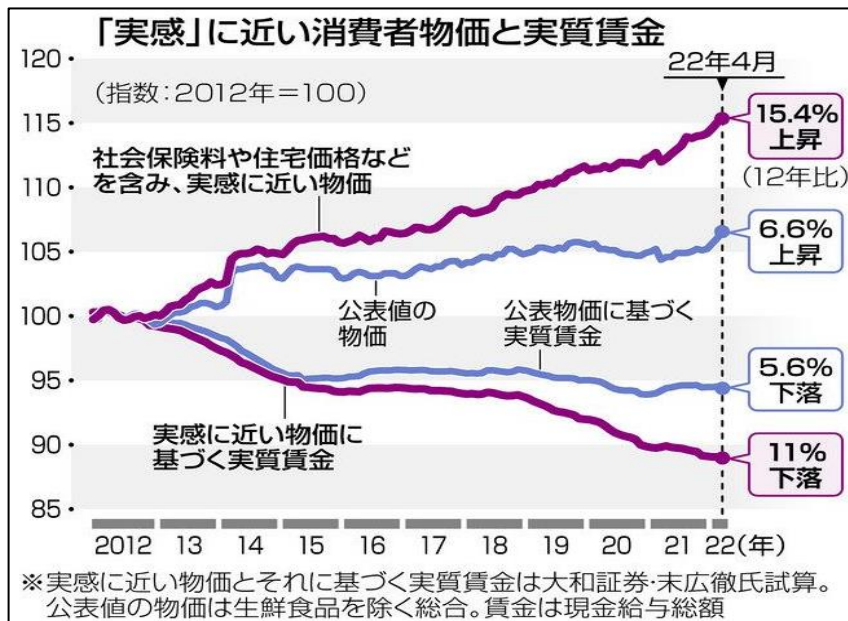
ウクライナ戦争は世界に大きな影響を与えています。とくに石油や天然ガスのエネルギーや小麦などの食料のほか、材木なども深刻な品不足と価格高騰が生じています。日本は、エネルギー自給率が11.8%、食料自給率が37%、木材自給率は世界3位の森林大国でありながら41.8%に過ぎません。こうした国民生活の安全保障は、これまで十分に省みられず、かえってウクライナ戦争に便乗し架空の台湾有事を煽り、時代錯誤の核共有論や先制攻撃につながる敵基地攻撃能力保有論が声高に叫ばれ、政治の翼賛化が進むなかで憲法改正の動きが激しくなっています。こうした状況で沖縄県の復帰50周年を迎えましたが、在日米軍基地の

70%以上が集中する事態は一向に改善されず、辺野古の新基地建設など自衛隊との共同使用を含め機能強化が進んでいます。

国民生活の安全保障について話をしましたが、当面する差し迫った生活問題は、アベノミクスが招いた急激な円安が物価上昇を加速させ家計を直撃していることです。にもかかわらず実質賃金が先進国では例外的に下がり続け、したがって消費が盛り上がりず景気が低迷するもとで、物価だけが上昇するという最悪の事態が起きつつあることです。図（「東京新聞」6月15日付）は、ここ10年間の社会保険料などの上昇を含めた生活実感に近い消費者物価と、それを踏まえた実質賃金の推移を示したのですが、両者の開きは公表されている統計数字よりさらに大きいことがわかります。この問題は、しばらくすれば景気がよくなるという一時的、循環的な問題ではありません。円の実力（価値）が他国通貨との為替レートで90年代の半分にまで下落し、インバウンドの再開が期待されていますが、外国人観

光客が日本を選ぶ大きな理由の一つに、日本で買ったり遊ぶ方が自国にいるより安上がりになるという、喜んでいいのか悲しんでいいのか分からないような現実が存在しています。

そして、現在の日本はかつての貿易立国という経済構造が崩れ、貿易収支が黒字という状況から赤字が定着するようになっていきます。このように海外に売るよりも海外から買う方が大きいという状況が続けば、お金が日本から流失していくことにもなり、日米の金利差だけではない円安の構造的な背景となっています。そのなかで、物価上昇が国民生活に打撃を与える事態となっても、日銀は現在の金融緩和を継続すると宣言しています。その理由は、政府とともに進めた異次元の金融緩和によって、日銀が国債や株式を大量に購入することで低金利と株価上昇をもたらしましたが、お金は实体经济に回ることはなく国債残高が100兆円にまで膨らみ、いまさら低金利政策を変更できない袋小路に陥っているからです。



もはやアベノミクスの破綻は明らかです。

さらに重大な問題は、このようにしてアベノミクスの破綻を国民にしわ寄せしておきながら、その結末のケリを国民の犠牲によってつけようとする動きがみられることです。具体的には、低金利政策の転換による国債の金利負担増を消費税増税と社会保障費などの削減により穴埋めするとともに、株購入の見直しによる株価対策には「資産所得倍増」と称して国民の貯蓄を投資に向かわせる政策などが進められようとしています。経団連などの財界を中心に、自らの内部留保への課税や金融資産課税には蓋をしながら、こうしたポストコロナの経済政策が展開されようとしています。

そういう中で、総理大臣の諮問機関である第 33 次地方制度調査会が招集されて、現在小委員会において 4 回まで審議が進んできています。その中で 2 つのことが諮問されました。一つは全国的なデジタル化を促進させることです。もう一つはコロナ禍の中で国と地方との関係、或いは地方と地方との関係で非常にぎくしゃくした状況、或いは乱れがみられたとして、たとえば緊急事態宣言だとか蔓延防止措置だとかをめぐって国との見解が合わなかったり、或いは自治体間でズレが生じたりということで、こうしたことを国主導でもって是正していくことです。そういう国と地方とのあり方、或いは地方対地方とのあり方、その中には地方議会も入っていきますけれども、そうしたものを単に微調整するのではなく、地方分権に逆行するような法改正も含めてあり方を見直していくというのが、今回の第 33 次地制調の諮問事項としてなされているということです。これがどういう形で答申

されるのか、そしてその答申を受けてどのように法制度化されていくのかは、我々にとっても地方自治にとっても大変大きな問題であり、重大な関心を払わなければいけないというふうに思います。

また同時に、コロナ禍で一番懸念され実際に起きたことに、医療の崩壊であったり或いは保健所のパンク状態であったりということがあったと思います。2024 年はそうした医療体制自体の見直しが一斉に行われるタイミングになっています。医療計画というものがありますが、その中にはこの間ずっと議論になってきた地域医療構想が含まれます。その中で 440 の公的・公立病院のリストラ(統廃合)といったものが、病院名を指名して発表されることがありました。ただ、コロナ対応ではそうした公的・公立病院が大きな役割を果たしたことを政府も認めざるを得なくなり、また反対の声も大きくなり、それによってリストラ・リストの強行が押し戻され、ある面でいけばごり押しするような表面的な姿勢は若干修正されてきています。

こうして、病院の統廃合を最優先させることから病院間の連携とか或いは調整とかという方向にスタンスを移しつつあるといえなくもありませんが、依然としてリストラ計画案は取り下げていませんし、また地域医療構想自体は引き続き必要なものだと、全体として病床削減、病院再編を強行しようとする基本的な流れは変わらないということなんです。それが、今年中或いは来年の前半かどこかで国が基本方針やガイドラインを明らかにし、都道府県ごとに策定する医療計画などの方向性を示します。それに基づいて都道府県ごとに第 8 次の医

療計画を一斉に策定することになりますが、その時期が来年なんです。それで 2024 年度から新たな医療計画がスタートする。また 2024 年は診療報酬と介護報酬の同時改定といったものもありますし、また公立病院の再編統合や経営合理化を求めるガイドラインがありますが、新たな第三弾のガイドラインが策定されて改革プランがスタートする時期でもあります。そういう面でいえば、コロナ禍で大きく傷んだ或いは脆弱化が明確になった日本の地域医療体制について、どのようにコロナ禍の教訓を学んで立て直していくのか、そのことが根本から地域に問われてくる。それが今年、来年ということになってくるかと思えます。

7 月には参議院選挙が予定されていますが、マスコミの低調な報道ぶりもあって、盛り上がりには欠けるとか、争点がわかりにくいともいわれています。しかし、すでに

述べてきたように戦争平和、暮らしと経済、地域医療の構築など、争点は明確だと思います。この夏の参議院選挙を終えると、法定化された国政選挙は 3 年間にわたり予定されていないことから、政権与党はなるべく対決場面を避け無難に乗り切る作戦だともいわれます。しかし今が、ポスト・コロナの新たな世界と地域をめぐる分岐点であることに注目する必要があるのではないのでしょうか。

そういう点では大変頭の痛くなるようなことばかりを申し挙げましたけれども、そういう状況のなかに否おうなく個人も地域も巻き込まれていくことになりますので、20 周年を迎えたとはいえそういう今の状況のなかでこの研究所が地域の再生に向けて是非とも役に立つ成果を皆さんに届けることができるような取り組みを進めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

大木副理事長閉会あいさつ

皆様、長い間ご苦労様でした。今日は、記念講演では庄村先生から「行政のデジタル化と個人情報保護」ということで最新の情報を分かり易く説明していただいて、私も本当に勉強になりました。

この研究所が発足して今年で 20 年目になります。師匠の米田弁護士に誘われ、研究所のことがよくわからないまま、高根沢町で開催した第 1 回目から研究所に関わるようになりました。理事になって何時の間に副理事長になっています。



第 1 回目の時のシンポジウムでは、私が環境審議会の会長として関与した、旧南河内町における住民主体での環境基本条例案

作りについて発表させていただきました。

地方自治は、国の民主主義を支えるためにも重要だし、また住民の福祉を身近で支えるためにも一番重要だと思っています。独裁国家が日本の近くには沢山ありますけれども、あーゆうふうになるのはやはり地方自治がしっかりしていない、民主的な地方自治が確立されていないから、そういうことになるんだと思います。地方自治は民主主義の学校といわれていますように、これを充実させれば国の民主主義も充実して独裁国家にはならずプーチンのようなとんでもない指導者は出ないと思います。

戦後の歴史を見ると、例えば公害環境分野では地方自治体が先駆けでした。要綱行政等、国の制度が充実されていない中で率先していろいろやってきたと思います。それから情報公開についてもそうです。住民に身近な自治体が必要に応じて条例等の法制度を提供し、それを国が法制化していったのです。

私が20年前に研究所入ってから行われているのはその逆で、平成の大合併で地方自治をないがしろにし、またデジタル化という名目で地方の独自性をなくしていった過程ではないかというふうに今日の報告を聞

とちぎ地域・自治研究所設立記念シンポジウム

21世紀!とちぎの地域・自治の未来

◎日 時 2002年7月13日(土)午後1時

◎会 場 高根沢町 元気あつむら 大ホール

◆ 基 調 講 演

◎講 師 池 上 洋 通 氏 (自治体問題研究所主任研究員)

◆ シンポジウム

「まちづくりにおける住民と行政の役割」

◎シンポジスト 高 橋 克 法 氏 (高根沢町長)

大 木 一 俊 氏 (弁護士)

北 島 滋 氏 (宇都宮大学国際学部教授)

●コーディネーター 笠 原 義 人 氏 (宇都宮大学農学部教授)

主 催 とちぎ地域・自治研究所

きながら思いました。

こういう時こそ住民が主人公という基本理念を掲げる研究所の活動は重要になると思います。20年よくやってきたし、解散した研究所があると聞きましたが、そのようにならないように次に続けていく活動をできればと思っています。私も60代後半ですので、研究所の活動を若い人たちに繋げ、更に発展させていくことを祈念して、閉会の挨拶とさせていただきます。

今日は皆様ありがとうございました。